

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第8級に該当するとして、障害等級第11級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は木造住宅の解体工事において2階屋根裏解体作業中に転落し、背中を負傷した。負傷後、○病院を受診し「第12胸椎圧迫骨折」と診断され、加療の結果、平成○年○月○日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、本件審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

今も背筋から左足までしびれて座ることが出来ず、食事をする時間も座っているのが大変つらい。病院でその都度言ってきたが治してもらえなかった。この状態で11級は低いと思うため上位の等級を求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

第12胸椎の変形障害について、対診した地方労災医員Aは「X-Pでは第12胸椎に圧迫骨折を認め、第12胸椎の楔状変形は増強している。明らかに脊柱に変形を遺残している。背部から左下肢へかけてのシビレ感を遺残すると本人は言う。外見上は背部には後弯変形もなく左右側屈も良好。神経学的には反射正常、病的反射無い。以上より脊柱に変形を後遺症として残すのみである。」との意見を述べている。

このため、本件変形障害は「胸椎圧迫骨折を残しており、エックス線写真により確認できるもの」として取り扱うのが妥当と判断し、その程度は障害等級第11級の5「せき柱に変形を残すもの」と判断した。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア せき柱の変形について

いずれの医師も「第12胸椎圧迫骨折」を所見しており、第12腰椎の変形の程度について、地方労災医員Aは「第12胸椎の楔状変形は増強している。」と述べ、地方労災医員Dは「受傷直後は前縁高1.1cm、後縁高1.7cmであるが、治癒直前では、前縁高0.7cm、後縁高1.7cmである。」と述べており、治癒直前の前方椎体高の減少率については、

58.8%であることをX-Pより当審査官も確認した。

従って、障害の程度としては障害等級準用第8級の「せき柱に中程度の変形を残すもの」に該当する。

イ 運動制限の程度について

若干の運動制限を認めるが、参考可動域角度の1/2以下に制限されるものではなく、障害等級には該当しない。

ウ 神経症状について

請求人の訴える神経症状は、圧迫骨折を負った際、周囲の軟部組織や神経損傷により出現していると判断され、「局部にがん固な神経症状を残すもの」（障害等級第12級の12）に該当する。

(2) 結論

以上から、請求人の障害の程度は、せき柱の変形とこれに伴う受傷部位の疼痛が存在する場合は、そのいずれか上位の等級により認定することとなり、障害等級第8級に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級11級に応じる障害補償給付を支給するとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。